

清須市第2次総合計画（後期基本計画）の策定の考え方（案）

1 清須市第2次総合計画

(1) 策定の観点

- 平成17年7月に西枇杷島町、清洲町及び新川町の合併により誕生した清須市では、市の行政運営の基本的な指針として、平成19年に「清須市第1次総合計画」を策定しました。市では、平成21年10月の春日町との合併を経る中で、第1次総合計画に基づいた行政運営を進め、平成28年度をもって計画期間の満了を迎えました。
- また、平成23年には、国が進める地方分権改革のながれの中で、それまでは地方自治法で定められていた総合計画（基本構想）の策定の義務付けが廃止されました。
- こうした中、平成29年度以降も、市の行政運営の基本的な指針を定め、引き続き市行政の総合的かつ計画的な運営を図ることが必要であるという認識のもと、今後市を取り巻く環境がより一層変化することを見据えて、次の二つの観点から平成28年12月に「清須市第2次総合計画」を策定しました。

観点①	長期的な視点に立ち、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める
観点②	目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸とする

(2) 計画の構成・期間・内容

- 行政運営マネジメントの基軸として、より実効性のある計画とするため、「基本構想」－「基本計画」－「実施計画」の三層構造としています。なお、「実施計画」については、予算編成にあわせて毎年度作成（ローリング）しています。

基本構想	期間	2017（平成29）年度～2024（平成36）年度〔8年度間〕
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市の基本理念〔安心・快適・魅力・連携〕 ■市の将来像〔水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市〕 ■行政運営の方針 ■7つの政策（施策の指針）
基本計画	期間	[前期] 2017（平成29）年度～2019（平成31）年度〔3年度間〕 [後期] 2020（平成32）年度～2024（平成36）年度〔5年度間〕
	内容（前期）	<ul style="list-style-type: none"> ■清須市の現状と今後の見通し ■土地利用方針 ■清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進〔戦略の概要・総合計画と戦略の関係の整理〕 ■7つの政策の実現に向けた37の施策 ■基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行
実施計画	内容	毎年度の主要な予算事業を登載。当該事業における行政活動そのものの結果に係る数値目標である「活動指標」や事業費、事業計画等を整理。

- 基本構想で掲げた7つの政策に基づく37の施策を定め、市の行政運営マネジメントの核となる基本計画について、前期計画が平成31年度をもって計画期間の満了を迎えることから、後期計画を平成31年12月（予定）に策定し、平成32年度から新たな基本計画に基づく取組を進めます。
- なお、基本構想（平成36年度まで）については、長期的な視点に立って定めた、市の将来に向けての発展すべき方向と目標であることから、後期基本計画の策定にあわせた基本構想の見直し等は行わないこととします。
- また、三層構造の計画体系は引き続き維持し、平成32年度以降も、計画体系に即した行政評価を実施し、後期基本計画を核とした行政運営マネジメントを実行します。

2 後期基本計画策定のポイント

(1) 総合計画の進捗状況や社会情勢の変化等への的確な対応

- 第2次総合計画の進捗管理は、計画体系に即した行政評価（施策評価・事務事業評価）の実施を通じて行っており、平成29年度から実施している行政評価の結果の蓄積を活用して、後期基本計画の策定を進めます。
- 市の各分野の個別計画について、前期基本計画の策定以降に策定や見直しを行っている計画があることから、その内容も踏まえることとします。
- また、国における「人づくり革命」「生産性革命」「働き方改革」等の新たな取組の動向や、市を取り巻く様々な社会情勢の変化等への的確な対応を行います。

(2) 地方創生（まち・ひと・しごと創生）の推進

- 人口減少・少子高齢化への対応とともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域での住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持するため、「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づき全国的に地方創生に向けた取組が進められており、本市でも「清須市人口ビジョン」で将来の人口を展望した上で、平成28年2月に「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して取組を進めています。
- 地方創生（まち・ひと・しごとの創生）は中長期的な視点に立って取り組むべき市の重要な政策課題であるという認識に立って、総合戦略と第2次総合計画（前期基本計画）は計画の終期を平成31年度に合わせ、両計画の一体的な推進を図ってきました。
- 「安心して働けるよう、しごとをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」といった地方創生の目標の実現は市にとっても重要な政策であるとともに、法令の定めや国の財政的な支援との関係から、今後も次期総合戦略を策定して地方創生の取組を進めます。
- なお、これまでも総合計画と総合戦略は一体的な推進を図ってきましたが、後期基本計画と次期総合戦略も計画終期を平成36年度に合わせ、より一体的に推進します。

3 総合計画審議会における審議事項等

(1) 総合計画審議会の審議事項

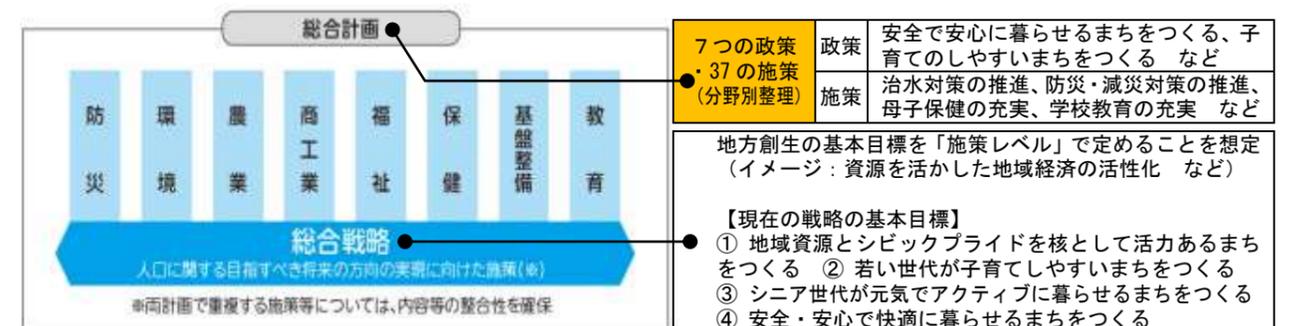
- 平成30・31年度に開催する総合計画審議会では、平成32～36年度の市の行政運営マネジメントの核となる後期基本計画の策定に関する事項を審議することとします。
- なお、「策定のポイント」を踏まえて、後期基本計画では、総合計画の政策体系の中に次期総合戦略を位置付けることとして、その内容についても審議を行います。

後期基本計画の構成（案）	<ul style="list-style-type: none"> ■清須市の現状と今後の見通し ■土地利用方針 ■清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020〔仮称〕…地方創生に関する基本目標と数値目標・具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）など ■7つの政策の実現に向けた37の施策 ■基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行
--------------	---

- また、国の指針等では、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学労言士）等で構成する推進組織での総合戦略の検討が求められており、指針等に沿った推進組織を別途設置し、次期総合戦略の内容を検討します。

(2) 総合計画（後期基本計画）と次期総合戦略の相関

- 市が地方創生の観点から進める分野横断的な取組について、その目標を総合計画（基本計画）の「施策レベル」で定め、数値目標・KPIを設定することを想定します。



- また、両計画の取組やその進捗を図る指標などについても整合を図り、基本計画を核とする行政運営マネジメントと同様の仕組みにより、総合戦略の進捗管理を行います。